

不利益処分に関する処分基準 個票

教育委員会事務局 美術・文学館課

不利益処分の内容	美術館・文学館企業等サポーターの取消し
根拠法令等及び条項	栃木市立美術館・文学館賛助制度実施要綱第10条
根拠条項	栃木市立美術館・文学館賛助制度実施要綱第2条第2項、第10条
参考事項	
設定等年月日	令和 5年 3月28日設定 令和 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>○（申込み）</p> <p>第2条 栃木市立美術館（以下「美術館」という。）及び栃木市立文学館（以下「文学館」という。）の事業の趣旨に賛同し、賛助しようとする法人及び団体（以下「企業等」という。）は、栃木市立美術館・文学館賛助申込書兼栃木市立美術館・文学館企業等サポーター認定申込書（別記様式第1号）に栃木市立美術館・文学館賛助及び企業等サポーター認定の申込みに係る誓約書兼同意書（別記様式第2号）を添えて、市長に申し込むものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する企業等は、申込みができないものとする。</p> <p>(1) 市税を滞納しているもの</p> <p>(2) 栃木市暴力団排除条例（平成23年栃木市条例第62号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員等（法人にあっては理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体にあっては代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が同条第5号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条第1項に規定する密接関係者であるもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認めるもの</p> <p>○（取消し）</p> <p>第10条 市長は、企業等サポーターから認定取消しの申出があったとき又は企業等サポーターが第2条第2項各号のいずれかに該当したときは、当該企業等サポーターの認定を取り消すものとする。この場合において、納付された賛助金は、返還しないものとする。</p> <p>2 前項の規定により認定を取り消された企業等サポーターは、速やかに認定書を市長に返還しなければならない。</p>